

身体障害程度区分に関する省令

平成14年7月29日
厚生労働省令第98号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の10第3項の規定に基づき、身体障害程度区分に関する省令を次のように定める。

- 1 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の十第三項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げる身体障害者施設支援ごとに当該各号に定めるとおりとする。
 - 一 身体障害者更生施設支援 次に掲げる区分とし、各区分に該当する身体障害者の障害の程度は、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - イ 区分A 別表第一に掲げる支援を行う必要性が著しく高いと認められる程度
 - ロ 区分B 別表第一に掲げる支援を行う必要性が相当程度高いと認められる程度
 - ハ 区分C 別表第一に掲げる支援を行う必要性が区分A及び区分Bに該当しない程度
 - 二 身体障害者療護施設支援 次に掲げる区分とし、各区分に該当する身体障害者の障害の程度は、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - イ 区分A 別表第二に掲げる支援を行う必要性が著しく高いと認められる程度
 - ロ 区分B 別表第二に掲げる支援を行う必要性が相当程度高いと認められる程度
 - ハ 区分C 別表第二に掲げる支援を行う必要性が区分A及び区分Bに該当しない程度
 - 三 身体障害者授産施設支援（入所による身体障害者授産施設支援の提供を受ける場合に限る。）

次に掲げる区分とし、各区分に該当する身体障害者の障害の程度は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- イ 区分A 別表第三に掲げる支援を行う必要性が著しく高いと認められる程度
 - ロ 区分B 別表第三に掲げる支援を行う必要性が相当程度高いと認められる程度
 - ハ 区分C 別表第三に掲げる支援を行う必要性が区分A及び区分Bに該当しない程度
- 四 身体障害者授産施設支援（通所による身体障害者授産施設支援の提供を受ける場合に限る。）次に掲げる区分とし、各区分に該当する身体障害者の障害の程度は、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - イ 区分A 別表第四に掲げる支援を行う必要性が著しく高いと認められる程度
 - ロ 区分B 別表第四に掲げる支援を行う必要性が相当程度高いと認められる程度
 - ハ 区分C 別表第四に掲げる支援を行う必要性が区分A及び区分Bに該当しない程度
- 2 前項に規定する支援を行う必要性の認定は、同項各号に掲げる身体障害者施設支援に係る施設訓練等支援費の支給を要する身体障害者につき、厚生労働大臣が定める方法により行うものとする。

附 則

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

別表第一（第一項第一号関係）

- 一 洗面、歯磨き等の整容に関する支援
- 二 屋内での移動の介助
- 三 屋外での移動の介助
- 四 入浴の介助又は入浴中の見守り
- 五 通院に関する援助
- 六 医療処置、受診等に関する援助（前号に掲げるものを除く。）
- 七 医師等による診断結果等の説明の理解に関する支援
- 八 健康管理に関する支援
- 九 金銭管理、身の回り品の管理等の生活管理に関する支援
- 十 集団生活等における不適応行動に関する支援
- 十一 日常生活における不安、悩み等に関する相談援助
- 十二 余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援
- 十三 訓練のための動機付け及び訓練内容の理解に関する支援
- 十四 在宅生活に必要な生活関連行為の習得に関する支援
- 十五 訓練のための送迎及び移動に関する支援
- 十六 訓練の準備及び後片付けに関する支援
- 十七 車いすの操作、歩行、日常生活動作等に関する訓練
- 十八 持久力、敏しょう性の向上等の体力増強のための訓練
- 十九 職能訓練に係る作業技術の習得及び作業の遂行に関する支援
- 二十 各々の障害に応じた手段による意思疎通に関する支援（次号に掲げるものを除く。）及び意思疎通の訓練
- 二十一 代筆、電話の仲立ち等の支援
- 二十二 就労又は退所後の生活に向けた住宅の確保、生活支援の体制作り等に関する支援

別表第二（第一項第二号関係）

- 一 ベッド上での起床及び就寝の介助
- 二 車いすとベッド間の移乗の介助
- 三 洗面、歯磨き等の整容に関する支援
- 四 衣服の着脱の介助
- 五 屋内での移動の介助
- 六 屋外での移動の介助
- 七 体位変換の介助
- 八 食事の準備及び後片付けに関する支援
- 九 摂食行為に関する支援
- 十 排せつ行為に関する支援
- 十一 入浴の準備及び後片付けに関する支援
- 十二 入浴の介助又は入浴中の見守り
- 十三 医療処置、受診等に関する援助
- 十四 医師等による診断結果等の説明の理解に関する支援
- 十五 健康管理に関する支援
- 十六 清潔保持に関する支援
- 十七 金銭管理に関する支援
- 十八 衣類、身の回り品等の管理に関する支援
- 十九 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応
- 二十 集団生活等における不適応行動に関する支援
- 二十一 日常生活における不安、悩み等に関する相談援助
- 二十二 外出、買い物、地域の活動への参加等に関する支援
- 二十三 在宅生活に必要な生活関連行為の習得に関する支援
- 二十四 車いすの操作、歩行、日常生活動作等に関する訓練
- 二十五 各々の障害に応じた手段による意思疎通に関する支援（次号に掲げるものを除く。）及び意思疎通の訓練
- 二十六 代筆、電話の仲立ち等の支援
- 二十七 退所後の生活に向けた住宅の確保、生活支援の体制作り等に関する支援

別表第三（第一項第三号関係）

- 一 起床の働きかけ、朝の身支度等に関する支援
- 二 屋内での移動の介助
- 三 屋外での移動の介助
- 四 食事の準備、摂食及び後片付けに関する支援
- 五 排せつ行為に関する支援
- 六 入浴の準備及び後片付けに関する支援
- 七 入浴の介助又は入浴中の見守り
- 八 医療処置、受診等に関する援助
- 九 医師等による診断結果等の説明の理解に関する支援
- 十 健康管理に関する支援
- 十一 金銭管理、身の回り品の管理等の生活管理に関する支援
- 十二 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応
- 十三 集団生活等における不適応行動に関する支援
- 十四 日常生活における不安、悩み等に関する相談援助
- 十五 余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援
- 十六 作業のための動機付けに関する支援
- 十七 作業内容の理解に関する支援
- 十八 在宅生活に必要な生活関連行為の習得に関する支援
- 十九 作業のための送迎及び移動に関する支援
- 二十 作業中の安全への配慮
- 二十一 作業の準備及び後片付けに関する支援
- 二十二 作業技術の習得及び作業の遂行に関する支援
- 二十三 各々の障害に応じた手段による意思疎通に関する支援（次号に掲げるものを除く。）及び意思疎通の訓練
- 二十四 代筆、電話の仲立ち等の支援
- 二十五 退所後の生活に向けた住宅の確保、生活支援の体制作り等に関する支援
- 二十六 就職先の選定及び就職先との調整に関する支援

別表第四（第一項第四号関係）

- 一 屋内での移動の介助
- 二 屋外での移動の介助
- 三 食事の準備、摂食及び後片付けに関する支援
- 四 排せつ行為に関する支援
- 五 医療処置、受診等に関する援助
- 六 医師等による診断結果等の説明の理解に関する支援
- 七 健康管理に関する支援
- 八 金銭管理に関する支援
- 九 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応
- 十 集団生活等における不適応行動に関する支援
- 十一 日常生活における不安、悩み等に関する相談援助
- 十二 余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援
- 十三 作業のための動機付けに関する支援
- 十四 作業内容の理解に関する支援
- 十五 在宅生活に必要な生活関連行為の習得に関する支援
- 十六 作業のための送迎及び移動に関する支援
- 十七 作業中の安全への配慮
- 十八 作業の準備及び後片付けに関する支援
- 十九 作業技術の習得及び作業の遂行に関する支援
- 二十 各々の障害に応じた手段による意思疎通に関する支援（次号に掲げるものを除く。）及び意思疎通の訓練
- 二十一 代筆、電話の仲立ち等の支援
- 二十二 退所後の生活に向けた住宅の確保、生活支援の体制作り等に関する支援
- 二十三 就職先の選定及び就職先との調整に関する支援